

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（令和元年12月23日京都市条例第33号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により，市会議員の期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
令和元年度12月支給分	100分の167.5	100分の172.5
令和2年度以後支給分		100分の170

上記の改正については，令和元年12月に支給する期末手当から実施することとしました。

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第33号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，令和元年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 令和元年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第6条第2項の規定の適用については，同項中「100分の170」とあるのは，「100分の172.5」とする。

(期末手当の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては，この条例による改正前の京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は，改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(行財政局人事部給与課)